

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和40年5月1日、同資格喪失日を41年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を40年5月から同年9月までは2万円、同年10月から41年3月までは2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から41年4月1日まで
申立期間は、A社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入退社の経緯に関する具体的な供述及び申立期間当時の取締役の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所は、「当時の資料は保存されていないものの、申立期間当時の関係者からは、当時、申立人は、正社員として勤務していたと聞いている。また、当社は、全ての従業員について採用と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時に当該事業所の取締役就任していたことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた3人に照会し、その全員から回答が得られたところ、いずれも「申立期間当時、A社は、従業員全員を正社員として採用しており、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」と供述しており、このうち一人は、「申立人についても、当然、入社と同時に厚生年金保険料を給与から控除したと思われる。」と供述

している。

加えて、上記取締役のほか複数の同僚は、申立期間当時の当該事業所における従業員数について、20人程度であったと供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立期間当時の被保険者数は17人から24人で推移していることが確認できるとともに、申立期間及びその前後の期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた8人に照会し、回答が得られた2人は、いずれも「申立人と同内容の業務に従事していた。A社における勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録は一致している。」と供述しており、このうち一人は、「入社当初の給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

以上のことから判断すると、当時、事業主は、全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の当該事業所に係る社会保険事務所(当時)の記録から判断すると、昭和40年5月から同年9月までは2万円、同年10月から41年3月までは2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は当時の関係書類が無いため不明であると回答しているが、当該事業所に係る申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年5月から41年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における申立期間①の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日、申立期間②の同資格喪失日に係る記録を41年6月9日に訂正し、標準報酬月額を申立期間①は2万2,000円、申立期間②については3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月20日から同年10月1日まで
② 昭和41年5月25日から同年6月9日まで

昭和36年にA社に入社し、平成8年に同社を退職したが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。

申立期間①は、A社B出張所から同社C出張所に、申立期間②は、同社B出張所から同社D出張所にそれぞれ異動した時期であることから、年金記録が欠落することは無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答及び複数の同僚の供述により、申立人は、同社に継続して勤務し（A社B出張所から同社C出張所に異動、同社B出張所から同社D出張所に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び複数の同僚の供述並びに厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立期間①は昭和38年10月1日、申立期間②は41年6月9日とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社B出張所に係る昭和38年8月及び41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間①は2万2,000円、申立期間②については3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から43年10月まで

私は、夫に勧められて国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付して領収書を受け取っていたのを覚えている。

申立期間が国民年金に未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を当時居住していたA市で納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿及び申立人の同手帳記号番号の前後の被保険者加入状況等により、申立期間直後の昭和43年11月頃にB市で払い出されたものと推認できる上、申立人自身も同市C出張所で国民年金に係る手続を行った記憶があるとしていることから、申立人の国民年金の加入手続は、この頃にB市で行われたものと認められる。

また、申立人は、A市において国民年金の加入手続を行った記憶がないとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人は、申立期間において、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、自宅に来た集金人に国民年金手帳を提示することはなく、領収書を受け取ったとしているが、A市は、集金人による領収書の発行を開始したのは昭和47年4月からであり、申立期間当時は同手帳に印紙検認印を押して領収としていたとしていることから、申立人が集金人に支払っていたとするものが国民年金の保険料であったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から60年3月までの期間、62年7月から63年3月までの期間、平成元年4月から2年3月までの期間及び4年4月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月から60年3月まで
② 昭和62年7月から63年3月まで
③ 平成元年4月から2年3月まで
④ 平成4年4月から7年3月まで

私は、昭和50年5月頃、当時勤務していた会社を退職後すぐにA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

保険料は遅れても納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年5月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び同手帳記号番号払出簿により、60年12月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①のうち昭和50年5月から58年9月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、加入当初から頻繁に遅れて不定期に納付していたので、保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である上、申立期間①について、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿は

確認できず、申立期間②、③及び④の保険料は、同市が保管する同被保険者名簿においても未納となっていることが確認できる。

加えて、申立期間は4期間で合計176か月であり、行政機関がこれだけの長期間にわたり、同一人に対し収納事務処理の誤りを繰り返すことは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで

申立期間は、A社にアルバイトとして勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の勤務状況に関する具体的な供述及び現在の事業主の回答から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成9年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、現在の事業主は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の資料も保管していない。私は、申立人が勤務していたことを記憶しているものの、当時の厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚二人の名前を挙げているものの、いずれも姓のみの記憶であるため、個人を特定することができないことから、申立人の申立ての事実を裏付ける供述及び資料を得ることができない。

加えて、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成9年8月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認

できる二人（前述の事業主を除く。）のうち、回答が得られた一人は、「私は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の昭和60年10月頃から勤務していたが、厚生年金保険に加入する前の期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から51年4月1日まで

A社には、昭和45年4月1日から勤務していたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、51年4月1日となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社に係る商業・法人登記簿謄本により確認できる申立人の取締役就任日の記録、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、遅くとも申立期間中である昭和45年8月7日には同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和51年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、当時の事業主は、既に死亡しており、現在の事業主に照会したものの、協力が得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況並びに同保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚12人のうち生存及び所在が確認できた10人に照会し、8人から回答が得られたところ、このうち、申立期間当時に給与事務及び社会保険事務の担当者であった者は、「A社は、昭和51年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は、従業員に厚生年金保険を適用しておらず、給与からは厚生年金保険料を控除していない。そのため、私は、厚生年金保険に加入する前は、国民年金に加入し、同保険料を

納付していた。」と具体的に供述しているとともに、他の7人のうち5人も「A社は、昭和51年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になった。申立期間当時は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。